

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

○ 徴収事務の委託【保健福祉局保健医療部夜間・休日急患センター】

2

北九州市告示第 273 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立夜間・休日急患センター、北九州市立門司休日急患診療所及び北九州市立若松休日急患診療所における使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 27 年 7 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
有限会社医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで